

吹田市水道部公告第38号

千里山配水場ポンプ設備等更新工事に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年6月26日

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 工事名称 | 千里山配水場ポンプ設備等更新工事 |
| 2 | 工事場所 | 吹田市千里山西4丁目28番3号 |
| 3 | 工期 | 令和8年8月7日～令和10年1月31日
※工期の始期を契約予定日とする。 |
| 4 | 工事種類 | 機械器具設置工事 |
| 5 | 工事概要 | 千里山配水場のポンプ設備（付帯設備を含む）の更新工事
1. 工場製作等
2. 据付工事
3. 試験及び試運転
4. 接地改修工事
5. 既設撤去及び現場発生品場外処分
6. その他必要な工事 |
| 6 | 予定価格 | 328,112,000円（税抜） |
| 7 | 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 8 | 入札回数 | 1回 |
| 9 | 入札保証金 | 吹田市水道部会計規程第52条の規定に基づき免除 |
| 10 | 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |
| 11 | 支払条件 | （1）前払い 有り （請求は各年度1回を限度とし、当該年度における出来高予定額の40%以内の額。）
（2）中間前払い 有り （請求は各年度1回を限度とし、当該年度における出来高予定額の20%以内の額。）
（3）部分払い 有り （令和8年度末1回払い）
※前払い金、中間前払い金及び部分払い金の支払いについては、当該請求に係る年度の予算額を限度とする。 |
| 12 | 主な保険等 | 以下に掲げるすべて。
（1）労働者災害補償保険
（2）第三者に対する損害賠償保険
（1事故対人1名につき3,000万円以上、かつ総額2億円以上）
（3）建設業退職金共済
（4）組立保険等（請負代金額かつ「工期+1か月」で加入） |
| 13 | 入札参加資格 | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。 |

- (1) 吹田市水道部制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。
 - (2) 本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）登録業者であり、参加希望工事種類が機械器具設置工事又は水道施設工事であること。
 - (3) (2) で選択した参加希望工事種類について、特定建設業許可を有すること。
 - (4) (2) で選択した参加希望工事種類に関し、建設業法第26条の規定による必要な技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
 - (5) (2) で選択した参加希望工事種類について、契約予定日における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の総合評定値（P点）が1,000点以上であること。
 - (6) 上下水道施設においてポンプ設備設置工事の設計経験を有する技術者を、システム設計技術者として配置できること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
- ※13 (4) の技術者と兼任可
- (7) 本案件と同一の業種の官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）が発注した上下水道施設の機械器具設置工事を元請として施工した実績が2件以上ある者であること。（完成・引き渡しが平成28年度から受付最終日までに完了していること。）ただし、請負金額が本工事の予定価格（税込）の50%以上の施行実績を1件以上含むものとし、特定建設工事共同企業体（JV）による施工の場合は、代表者としての施行実績に限る。（この場合の実績額の算定は請負金額に出資割合を乗じたものとする。）
 - (8) 本工事に関する部門が、国際標準規格 ISO9001 の認証を取得していること。
 - (9) 本市水道部が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
 - (10) 契約予定日において有効な評定値通知書の写しを吹田市（総務部契約検査室）に提出していること。

（未提出の場合は、必ず令和8年7月28日（火）までに提出すること。）

※なお、本案件については、下記に示す年間の受注件数の制限は対象外とする。

吹田市ホームページ内>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>工事及び工事関連コンサル関係入札情報>電子入札>「(お知らせ)令和8年度の電子入札について」>6一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等(1)ア工事(ア)(年間の受注業種)及び(イ)(年間の受注件数)

14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和8年 6月29日（月）午前9時から

令和8年 7月10日(金) 午後5時までの吹田市電子入札システム(以下「システム」という。)稼働中

(2) 結果通知日

令和8年 7月15日(水)

16 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

17 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和8年 7月 3日(金) 午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和8年 7月 8日(水)

18 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和8年 7月24日(金) 午前9時から

令和8年 7月27日(月) 午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和8年 7月28日(火) 午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

19 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、13(10)の書類が期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

20 事後審査

落札候補者に対しては、本市水道部から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル(形式はPDF)にて、(3)のメールアドレス宛に送信すること。電子ファイルを確認後、本市水道部から連絡するので、押印が必要な書類は原本を水道部企画室(経理グループ)宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書(落札候補者用)については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和8年 7月28日(火) 午後3時まで

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書

イ 配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の資格者証の写し(ただし、監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。

また、実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。)

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的(受付最終日において3か月以上の雇用関係)に雇用していることが確認可能なもの

エ 13入札参加資格(6)の入札参加資格要件を満たす技術者について、入札参加資格要件にある工事の実績の確認できるもの(CORINS 工事カルテの写し等)

オ 13入札参加資格(7)の入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類(契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等)

カ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

キ 直近の評定値通知書の写し

ク 積算内訳書(落札候補者用)

ケ ISO の認証取得を示す登録証の写し

コ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(3) メールアドレス

吹田市水道部企画室 sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

(4) 提出された証拠書類については、返却しない。

21 その他 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

22 問い合わせ先

吹田市南吹田 3 丁目 3 番 6 0 号

吹田市水道部 企画室 経理グループ (吹田市水道部本館 3 階)

電話 (直通) 06-6384-1253